

大阪市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書

大 阪 市 長										年 月 日									
〒										—									
申 請 者 住 所																			
申 請 者 氏 名										給付対象者との続柄 ()									
申 請 者 電 話 番 号										() —									
下記により日常生活用具給付を申請します。この決定に必要な扶養義務者の個人市民税課税台帳等関係公簿等を閲覧されることに同意します。なお、以上の内容について、扶養義務者全員の承諾を得ています。																			
対 象 者	ふりがな									生年月日	年 月 日生 (歳)								
	氏名																		
	住所	〒				—					大阪市 区								
	疾病名									受給者番号 (既にお持ちの方のみ記入)									
世 帯 の 状 況	氏 名		対象者との続柄		生年月日			職 業		備 考 (対象者に対する介護の状況等)									
					. .														
					. .														
					. .														
					. .														
					. .														
給付を希望する理由																			
現在の住まいの状況			住宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)				浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし			便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用						
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともししていない 4 自分でできる				排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)を使用 3 自分でできる				移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部 ・ 全部) 3 自分でできる							
給付を受けたい用具の名称								希望する形式、規模等											
給付上特に希望する事項								用具の価格		円									
備 考																			

(注意)

1. 日常生活用具の種目及び給付の対象者は裏面のとおりですので、申請の際には裏面をご確認ください。

2. 申請の際には、この申請書のほかに必要な書類がありますので、裏面をご確認ください。

R0704

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

＜対象者＞ 以下の要件をみたす者とする。

- ① 大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となっている在宅の者（ただし一部の種目については在宅以外も対象とする。）
- ② 下表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児
- ③ 児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病医療費支給認定を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない者

小児慢性特定疾病児日常生活用具の種目及び対象者等

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 椅 子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ク ー ル ベ ス ト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫 外 線 カ ッ ト ク リ ー ム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ス ト ー マ 装 具（消化器系）	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ス ト ー マ 装 具（尿路系）	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
人 工 鼻	人工呼吸器の装着が必要な者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
チ ュ ー プ 型 包 帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

＜申請に必要な書類＞

- (1) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書
 - (2) 給付を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの（カタログの写し等）
 - (3) 世帯全員の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し（詳しくは下表をご参照ください）、及び必要に応じて所得証明に関する申出書
 - (4) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 世帯の状況に記載された者すべての所得等に関する状況を確認できる書類が必要。ただし、他の者の証明書類で扶養されていることが明らかになれば、省略可能。当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、前年度の市町村民税によることとする。

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業における徴収基準月額及び提出する所得を証明する書類

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準 月額	加算基準 月額	提出する所得を証明する書類
A階層	生活保護法の被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	生活保護の決定通知書又は生活保護適用証明書 支援給付決定通知書等
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯		1,100	110	市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)又は 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (課税明細書その1、その2も必要) *これらの書類がない場合は、市民税課税状況等を職員が閲覧することにより確認します。
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下	D 1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円	D 2 "	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円	D 3 "	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円	D 4 "	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円	D 5 "	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円	D 6 "	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円	D 7 "	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円	D 8 "	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円	D 9 "	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円	D 10 "	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円	D 11 "	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円	D 12 "	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円	D 13 "	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円	D 14 "	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円	D 15 "	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,000 円	D 16 "	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円	D 17 "	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円	D 18 "	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円	D 19 "	71,900	7,190
		1,041,001 円以上	D 20 "	全 額	左の徴収基準月額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

*市町村民税所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別控除等の一部の税控除は除くものとする。

*1月から6月までの間の申請においては「当該年度分の市町村民税」を「前年度分の市町村民税」と読み替えるものとする。

*同一生計内に2人以上の対象者がいる場合の2人目以降の者については、加算基準月額を適用する。